

寄居町建設工事等最低制限価格制度実施要領

平成27年10月1日告示第173号
改正 令和5年11月9日告示第175号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事（以下「工事」という。）、工事に関する設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）及び土木施設維持管理業務委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- (2) 土木施設維持管理 道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能や構造の維持、保全を図るための業務委託をいう。
- (3) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（寄居町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱における落札候補者を含む。）をいう。
- (4) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (5) 下限値 第4条第1号のただし書及び同条第2号における10分の7をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、次の各号に定める入札のうち、町長が必要と認める競争入札に適用する。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の工事に係る競争入札。ただし、総合評価方式による入札及び単価契約による入札を除く。
- (2) 設計金額が1,000万円以上の土木施設維持管理に係る競争入札。
- (3) 設計金額が1,000万円以上の設計委託に係る競争入札

(最低制限価格の設定)

第4条 工事及び土木施設維持管理に係る最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7を乗じた額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額（円未満切捨て）

- (2) 町長が特別なものと認めた場合については、前号にかかわらず、予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内で町長が定める値を乗じた額とする。
- (3) 算出に当たっては、第1号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。また、第1号のただし書きの規定及び前号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

第5条 設計委託に係る最低制限価格は、次の各号の規定により定めるものとする。

- (1) 入札書比較価格（予定価格の110分の100の価格をいう。以下同じ。）に100分の80を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じた額とする。
- (2) 町長が特別なものと認めた場合については、前号の規定にかかわらず、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で町長が定める値を乗じた額とする。
（予定価格調書への最低制限価格の記載）

第6条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格の110分の100の額〇〇円）」と記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

（落札者の決定）

第8条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定はくじによるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに入札公告又は指名通知したものについては、なお従前の例による。